



令和5年度 ペレットボイラー等設置事業補助金

南砺市では、地域資源を活用した木質バイオマスエネルギーの地産地消による持続可能な循環型のまちづくりに取り組んでいます。その一環として、木質バイオマス（ペレット、薪、チップ）を燃料とするボイラー及び温風暖房機の設置について、費用の一部を助成します。

■対象者（以下のすべてに該当する方）

- ・市内に住所を有する方、または市内に事務所を有する法人若しくは団体
- ・ペレットボイラー等を設置する建物の所有者又は管理者
- ・市税その他の市に対する納付金を滞納していない方

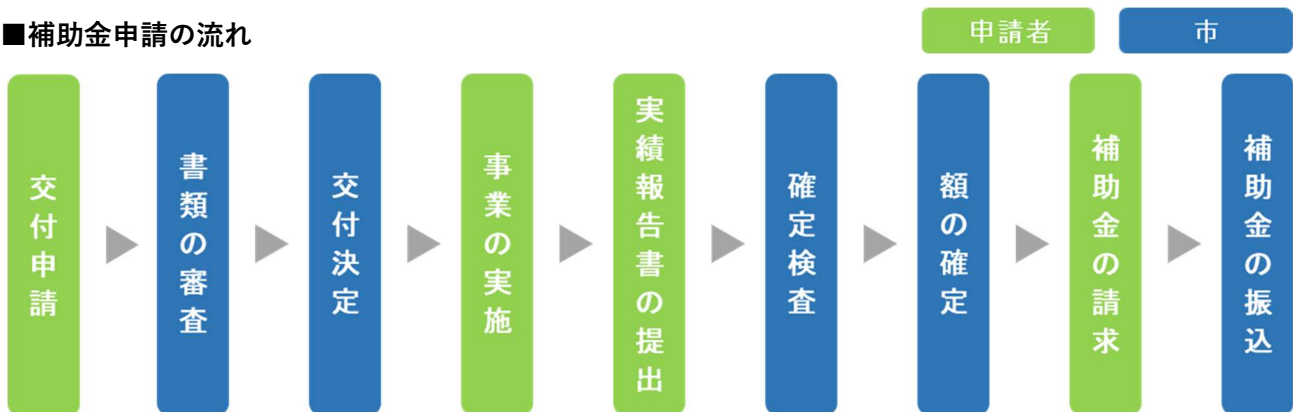
■対象設備

木質ペレット、薪またはチップを燃料とするボイラー及び温風暖房機で市内に設置するもの。
※ボイラー及び温風暖房機は新品に限ります。

■補助金額

- ・補助対象経費
ボイラー及び温風暖房機の購入及び設置に要する経費（消費税抜き価格）
- ・補助金の額等
補助対象経費の1/2以内の額（上限300万円）
※千円未満の端数は切り捨てます。

■補助金申請の流れ



※必ず設置工事の着手前に申請してください。申請前に着手すると補助金の対象になりません。

※補助金予算の残額がなくなった時点で受付を終了しますので、ご了承ください。

※申請は令和6年3月31日までに実績報告書が提出できる見込みの方に限ります。

※交付決定後に事業期間や事業費等に変更が生じる場合は、あらかじめ変更申請手続きが必要です。

■交付申請の方法（提出書類）

記入書類	添付書類
補助金交付申請書 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none">・ 設置工事等の見積書の写し・ 購入予定機種のカatalogの写し・ 設置前の現場状況が確認できる写真・ 市税の完納証明書・ その他市長が必要と認める書類

※市税の完納証明書は最寄りの市民センター窓口で請求ください。手数料は300円です。

■実績報告の方法（提出書類）

記入書類	添付書類
補助金実績報告書 (様式第4号)	<ul style="list-style-type: none">・ 工事代金の支払いを証明する書類（請求書、領収書の写し）・ 契約書の写し（設置工事等により契約書がある場合）・ 完成写真（ボイラー等本体、煙突その他設備等を撮影したもの）・ その他市長が必要と認める書類

※事業完了後15日以内または令和6年3月31日のいずれか早い日までに提出ください。

■補助金の請求方法（提出書類）

記入書類	添付書類
補助金請求書 (様式第6号)	<ul style="list-style-type: none">・ 通帳の写し（見開き1ページ目、金融機関名・口座番号がわかるもの）

※補助金額の確定通知を受け取った後、上記必要書類を提出ください。

■留意事項

- ・ 事業期間内に実績報告の提出がない場合や事業が適正に行われない場合は、補助金の交付決定を取消すことがあります。
- ・ 補助金の交付後、申請内容等に偽りその他不正の手段が判明した場合は、補助金の全額または一部の返還を命ずることがあります。
- ・ 補助事業により取得した設備・機器等の財産を、財産処分の制限期間（15年）以内に、処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等）する場合は、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- ・ 申請にあたっては、南砺市補助金等交付規則及び南砺市ペレットボイラー等設置事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。
- ・ 補助事業により設置した機器の利用状況等のアンケート調査に協力をお願いすることがあります。

■問合せ・書類提出先

南砺市総合政策部エコビレッジ推進課 ゼロカーボン推進係
〒939-1521 南砺市荒木1550 市役所本庁舎3階
電話：0763-23-2050 FAX：0763-52-6338
メール：ecovillageka@city.nanto.lg.jp

南砺市HP

申請書ダウンロード

